

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科論文集発行規程一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
<p>〔省略〕</p> <p>（掲載内容） 第3条 学校教育学研究論集は，本研究科所属の<u>教官</u>及び学生の論文，研究ノート，教育実践記録・資料等を掲載する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>（組織） 第5条 編集委員会は，次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1) 研究科専任教官 (2) 各講座から選出された者 各1名 2 前項第2号に掲げる委員の任期は2年とし，1回に限り再任されることができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p>（掲載の審査等） 第9条 投稿原稿の掲載は，3名以上のレフリーの審査に基づき，編集委員会が決定する。 2 編集委員会が必要と認めた場合は，本研究科所属<u>教官</u>以外の者にレフリーを委嘱することができる。 3 編集委員会は，掲載予定の原稿について，執筆者との協議により内容の変更を求めることができる。 4 編集委員会は，原稿の依頼を行うことができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p>（庶務） 第11条 編集委員会の庶務は，学務部<u>大学院室</u>において処理する。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（掲載内容） 第3条 学校教育学研究論集は，本研究科所属の<u>教員</u>及び学生の論文，研究ノート，教育実践記録・資料等を掲載する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>（組織） 第5条 編集委員会は，次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1) 研究科専任教員 (2) 各講座から選出された者 各1名 2 前項第2号に掲げる委員の任期は2年とし，1回に限り再任されることができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p>（掲載の審査等） 第9条 投稿原稿の掲載は，3名以上のレフリーの審査に基づき，編集委員会が決定する。 2 編集委員会が必要と認めた場合は，本研究科所属<u>教員</u>以外の者にレフリーを委嘱することができる。 3 編集委員会は，掲載予定の原稿について，執筆者との協議により内容の変更を求めることができる。 4 編集委員会は，原稿の依頼を行うことができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p>（庶務） 第11条 編集委員会の庶務は，学務部<u>大学院課</u>において処理する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は，平成16年4月1日から施行する。</u></p>